

## 第2回 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

### 事業報告

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 連結計算書類

連結注記表

### 計算書類

個別注記表

サツドラホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://satudora-hd.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制

当社は「内部統制システム構築の基本方針」（平成28年8月16日制定）により、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。取締役会はこの基本方針に基づき、運営され、適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、サツドラグループ倫理行動規範を制定し、当社グループのすべての取締役及び従業員が遵守すべき法令、定款及び社内規程のみならず社会的規範を遵守し職務を遂行するという行動原則を明示するとともに取締役及び従業員への周知徹底をはかり、取締役及び従業員は、その行動原則に基づき、職務を遂行します。
- ② 当社は、倫理、法令、定款及び社内規程の遵守に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の統制委員会を設置するとともに、グループ法務部を設置して当社グループの倫理・法令遵守の推進にあたるものとします。
- ③ 当社グループは、サツドラグループ内部通報規程を制定し、当社グループの取締役及び従業員により、倫理、法令、定款及び社内規程の違反行為が行われた場合または行われる恐れが生じた場合には、社内及び社外に設置した通報窓口にご相談・通報することとし、当社は、サツドラグループ内部通報規程に関する運用の適正化及び公益通報者保護法に則り、通報、相談者の保護に努めるものとします。
- ④ 取締役の職務執行は、取締役会による相互監督及び監査役による監査により、その適法性を確保します。取締役会は、原則として月1回開催し、取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるほか、適時、内部統制システムの整備及び運用状況について検討を加えるものとします。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な意思決定に関わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存管理され、取締役及び監査役が閲覧可能な体制を維持します。

### **(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① リスクの管理を統括する組織として、代表取締役社長直轄の統制委員会を設置するとともに、当社グループのリスク管理の推進を図るためグループ法務部を設置しております。
- ② グループ法務部は、予測されるリスクをそのリスク要因に応じ、発生ひん度、影響の強弱等により分析及び評価したうえ、主要なリスクを抽出し、リスクマップの作成及びその管理の体制及び方法等について規程を整備し、関係する取締役及び従業員はこれを遵守するものとします。
- ③ 当社グループは、お客さまからの要望等を経営に生かすよう努めるものとし、これを放置することなく適切な措置を講じるものとします。
- ④ 内部監査室は、当社グループのリスク管理の状況について監査を実施し、その結果を取締役に定期的にあるいは必要に応じて報告するものとします。
- ⑤ 当社は、サツドラグループ危機管理規程を制定し、不測の事態が発生した場合には代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限にとどめるものとします。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制**

- ① 重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を原則として月1回開催し、迅速かつ慎重な審議により取締役会への答申を行うものとします。
- ② 当社は、取締役会で各取締役の職務分担を決定し、職務分掌規程及び職務権限規程を制定し、業務執行取締役の権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化を図るものとします。

### **(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、グループ全体の効率的な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。
- ② 当社は、当社子会社に取り締役及び監査役を派遣し、当社子会社の経営を把握し、業務の執行に係る事項を当社へ報告する体制を整備するものとします。
- ③ 当社は、当社子会社に対し法令遵守、損失の危険の管理等の主要な内部統制項目につき、必要に応じ内部統制システムの整備に関する助言・指導を行うものとします。

- ④ 内部監査室は、当社子会社管理の状況及び業務活動について内部監査を実施し、当社子会社の監査役と連携し、内部統制システムの整備を図るものとします。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置しております。

**(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役職務を補助すべき従業員は、当該職務を行うにあたっては、監査役及び監査役会の指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。
- ② 当該従業員に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役及び監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制**

- ① 取締役及び従業員は、以下のような項目を定期的に監査役に報告することとし、監査役は取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席して報告を受けるものとします。
- イ. 取締役会決議事項・報告事項
  - ロ. 月次・四半期・半期・通期の業績、業績見通し及び経営状況
  - ハ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
  - ニ. 会社の経営又は業績及び業績見通しに重大な影響を及ぼす恐れのある事項
  - ホ. その他重要な稟議・決裁事項
- ② 取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うものとします。

**(9) 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役へ報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底するものとします。

#### **(10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

- ① 当社は監査役会を設置し、監査役及び監査役会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図るものとします。
- ② 監査役は、定期的に会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換をするものとします。
- ③ 監査役は、内部監査室から内部監査の報告を受けるほか、内部監査室と会合をもち、情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとします。

#### **(11) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

#### **(12) 財務報告の適正性を確保するための体制**

- ① 当社グループでは、信頼性のある財務報告を重視し、財務報告の適正性を確保するために経理規程、経理規程細則等の規程を整備し、取締役及び従業員はこれを遵守するものとします。
- ② 当社グループでは、財務報告の適正性を確保するために代表取締役社長直轄の統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の推進にあたるものとします。
- ③ 当社グループでは、財務報告の適正性を確保するために、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価、必要な是正を行うこととします。

#### **(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

- ① 当社グループは、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨むことをサツドラグループ倫理行動規範に定め、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努めております。

- ② 当社グループは、反社会的勢力排除に向けた体制として、当社は不当要求防止責任者を配置するとともに当社ＣＩ室が各部署と連携を図り、情報の収集・交換を行っております。また、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、従業員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部門に任せることなく組織的な対応を行うこととします。
- また、不当要求等がなされた場合には、従業員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部門に任せることなく組織的な対応を行うこととします。また、不当要求が当社の不祥事を理由とする場合であっても、反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行うこととします。
- ③ 当社グループは、反社会的勢力による不当要求等の不測の事態に対処するため、対応マニュアルを整備し、不当要求防止責任者講習や社内研修等において知識習得、社内周知を図るとともに、警察・暴力追放センター・顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。不当要求等がなされた場合には、従業員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部門に任せることなく組織的な対応を行うこととします。また、不当要求が当社グループの不祥事を理由とする場合であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行うこととします。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンスに対する取組み

当社グループは社内規程、行動規範の整備を行い、定例会議や社内研修を通じた啓蒙活動により、使用人へ周知徹底し、コンプライアンスの浸透を図っております。

### (2) リスク管理に対する取組み

当社グループはリスク管理を統括する機関として統制委員会を設置しており、毎月開催される経営幹部によるグループ経営会議などにおいて、経営課題を報告するとともに各種リスクが顕在化した場合には、当該委員会にて解決に向けた協議を行い、情報共有、その対応を図っております。

### (3) 取締役の職務執行の適正性及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

取締役会は当期18回開催され、取締役及び監査役は重要な審議事項に対して活発な意見交換を行っております。社外取締役はそれぞれの見地からアドバイス、意見を表明し、監査役会と連携しながら取締役の業務執行に関して積極的に提言を行っております。

### (4) 内部監査の実施に関する取組み

内部監査室は事業年度内部監査計画に基づき、本部各部門、店舗、グループ子会社の業務監査、内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動、業務の適切性、効率性を確保しております。監査結果は取締役、経営幹部へ速やかに報告がされ、適宜の改善、フォローアップが行われております。

### (5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

監査役会は当期16回開催され、監査が実効的に行われるよう、監査方針及び監査計画を十分協議のうえ策定し、本部各部署、主要な店舗及びグループ子会社に往査して監査を実施しております。また、各監査役から監査に関する重要事項について報告を受け、協議、決議を行うとともに、常勤監査役は取締役会、グループ経営会議、その他の重要な会議に出席し、代表取締役、会計監査人、内部監査室、統制委員会との会合を適宜実施いたしております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社サッポロドラッグストアー  
Create株式会社  
株式会社リージョナルマーケティング  
A I TOKYO LAB株式会社  
GRIT WORKS株式会社  
VISIT MARKETING株式会社  
台湾札幌薬粧有限公司

上記のうち、A I TOKYO LAB株式会社については当連結会計年度において、新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

また、GRIT WORKS株式会社、VISIT MARKETING株式会社、台湾札幌薬粧有限公司については、当連結会計年度において、新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称及び持分法を適用しない理由

株式会社エゾデン

(持分法を適用しない理由)

株式会社エゾデンは小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるためであります。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社リージョナルマーケティング、A I TOKYO LAB株式会社、GRIT WORKS株式会社及びVISIT MARKETING株式会社の決算日は4月末日であります。

また、台湾札幌薬粧有限公司の決算日は2月末日となっております。

連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

## その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### ロ. たな卸資産 商 品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

なお、在外連結子会社については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|          |        |
|----------|--------|
| 建物及び構築物  | 8年～39年 |
| 工具器具及び備品 | 3年～15年 |

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## ③ 繰延資産の処理方法

### イ. 創立費

会社の成立のときより5年間の均等償却を採用しております。

### ロ. 開業費

開業時より5年間の均等償却を採用しております。

## ④ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップについて特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段 金利スワップ取引  
ヘッジ対象 借入金利息
- ハ. ヘッジ方針 当社は、リスク管理に関する社内規程に基づき、金融債務に係る将来の金利リスクを効果的に回避する目的で、金利スワップ取引を行うこととしており、投機目的の取引は行わない方針であります。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件に該当するため、その判定をもって有効性の判定に代えております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。なお、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ロ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ハ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 7,140百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 地域  | 用途   | 種類  | その他 |
|-----|------|-----|-----|
| 北海道 | 17店舗 | 建物等 | —   |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

上記資産グループについては、収益性が著しく低下した店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額423百万円を減損損失として計上いたしました。

その内訳は次の通りであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 399百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 24百万円  |
| 計         | 423百万円 |

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.5%で割り引いて算定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,742,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成29年8月9日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 165             | 35              | 平成29年5月15日 | 平成29年8月10日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|--------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成30年8月9日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金  | 132             | 28              | 平成30年5月15日 | 平成30年8月10日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程にしたがい、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金及び敷金は、主に店舗の賃借に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸主ごとの残高管理を行うとともに、主な貸主の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リースに係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後15年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程にしたがっており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。ヘッジの有効性評価の方法については、金利スワップの特例処理の要件に該当するため、その判定をもって有効性の評価に代えております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

なお、借入金の一部には、財務制限条項が付されており、流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年5月15日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                        | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|------------------------|---------------------|--------------|--------------|
| ① 現金及び預金               | 1,594               | 1,594        | —            |
| ② 売 掛 金                | 1,242               | 1,242        | —            |
| ③ 投資有価証券               | 14                  | 14           | —            |
| ④ 敷金及び保証金<br>貸倒引当金(※1) | 4,974<br>△11        |              |              |
|                        | 4,962               | 4,867        | △95          |
| 資 産 計                  | 7,814               | 7,718        | △95          |
| ⑤ 買 掛 金                | 7,471               | 7,471        | —            |
| ⑥ 短期借入金                | 1,150               | 1,150        | —            |
| ⑦ 長期借入金(※2)            | 11,750              | 11,753       | 2            |
| ⑧ リース債務(※2)            | 579                 | 718          | 139          |
| 負 債 計                  | 20,951              | 21,093       | 142          |
| デリバティブ取引               | —                   | —            | —            |

(※1) 敷金及び保証金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- ① 現金及び預金並びに ② 売掛金

これらは、短期的に決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ③ 投資有価証券

株式等の時価については、取引所の価格によっております。

- ④ 敷金及び保証金

償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値を算定しております。

負債

- ⑤ 買掛金並びに ⑥ 短期借入金

これらは、短期的に決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ⑦ 長期借入金並びに ⑧ リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載されております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 27               |
| 優先株式  | 30               |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」には含めておりません。

#### 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,819円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 32円58銭    |

#### 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産 定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

創立費 会社の成立のときより5年間の均等償却を採用しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 40百万円

短期金銭債務 12百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業収益 388百万円

その他の営業取引高 138百万円

営業取引以外の取引高 0百万円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 38株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払株主優待経費の否認等によるものであります。

6. 関連当事者との取引に関する注記  
 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称          | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係     | 取引の内容       | 取引金額(注)3 | 科 目 | 期末残高 |
|-----|-----------------|----------------|---------------|-------------|----------|-----|------|
| 子会社 | 株式会社サッポロドラッグストア | 所有<br>直接100%   | 経営指導<br>役員の兼任 | 経営指導料受取(注)1 | 388      | —   | —    |
|     |                 |                |               | 出向者受入(注)2   | 133      | 未払金 | 12   |

- (注) 1. 経営指導料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。  
 2. 株式会社サッポロドラッグストアが支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。  
 3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,853円87銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 4円65銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。